

島根県報

第一、五二〇号
平成十五年十一月七日
(金曜日)

告 示

目 次

島根県立大学の学則の一部改正の届出	(総務課)	一
平成十五年十一月定例議会の招集	(財政課)	一
字の区域の廃止	(市町村課)	一
土地改良区の役員就任	(農村整備課)	三
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水産課)	三
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	()	三
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建築住宅課)	四
公告	()	四
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請に係る縦覧	(環境生活総務課)	四
公共測量の実施	(用地対策課)	四
公共測量の終了	()	五
都市計画事業の認可	(都市計画課)	五
新任航空機操縦士に対する教育訓練業務に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	五

告 示

島根県告示第九百四十四号

島根県立大学条例施行規則(平成十二年島根県規則第四十二号)第十七条第一項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学学長から届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄田信義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。
第二条の表を次のように改める。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
総合政策学部	総合政策学科	二〇〇人	八〇〇人

附 則

この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

島根県告示第九百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定に基づき、平成十五年十一月二十六日定例県議会を松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。
平成十五年十一月七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、横田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄田信義

一 仁多郡横田町大字大呂において字を廃止する区域

大字	字	地番
大呂	龍ノ駒鈔	一三八六
	龍ノ駒	一三八七
	滝ノ谷尻	一三八八
	鍛冶屋床	一三八九の一、一三八九の二
	川向	一三九〇、一三九一
	藤次郎谷	一九九三の一から一九九三の二〇まで、一九九三、一九九三の内六
	龍ノ駒焼山川	一九九四の一から一九九四の一〇まで
	向	
	龍ノ駒本谷右平	一九九五の一から一九九五の五一まで、一九九五の内二から一九九五の内六九まで
	龍ノ駒奥左平	一九九六の一から一九九六の九六まで、一九九六の内二から一九九六の内八八まで
	龍ノ駒梨子ノ廻	一九九七の一から一九九七の一四まで、一九九七の内一、一九九七の内二
	滝ノ谷	一九九八の三〇から一九九八の六八まで、一九九八の内一から一九九八の内五七まで
	ハダカ城	一九九九の一から一九九九の一五まで、一九九九の内一、一九九九の内二

及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十五年九月十二日現在のものである。)
二 仁多郡横田町大字横田において字を廃止する区域

三 仁多郡横田町大字大馬木において字を廃止する区域

(ただし、右地番は、平成十五年九月十二日現在のものです。)

大字	字	地番
横田	野呂	一三七三の一から一三七三の六六六まで、一三七三の内一から一三七三の内二〇四まで

及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

大字	字	地番
大馬木	阿図馬	二八二二の一から二八二二の二二まで、二八二二の二五から二八二二の二〇まで、二八二二の二七から二八二二の三〇まで、二八二二の三三、二八二二の三六から二八二二の三九まで、二八二二の四一から二八二二の四七まで、二八二二の五〇、二八二二の五四から二八二二の五六まで、二八二二の五八から二八二二の六〇まで、二八二二の六一、二八二二の六三、二八二二の六六から二八二二の七一まで、二八二二の七四から二八二二の九二まで
	五ノ畑	二八二二の三三、二八二二の三五、二八二二の四八、二八二二の四九、二八二二の七二、二八二二の七三
	五ノ畑大平	二八二二の続一一
	五ノ籬	二八二二の三、二八二二の四、二八二二の一四から二八二二の二二まで、二八二二の二四から二八二二の二九まで
	大峠大平	二八二二の続五
	下モ真ナシ	二八二二の続六、二八二二の続七
	上真ナシ	二八二二の続八、二八二二の続九
	真ナシ	二八二二の続一〇
	鈔谷	二八二二の一、二八二二の二、二八二二の五、二八二二の三三、二八二二の三三
	鈔谷左平	二八二二の七、二八二二の一〇

柳谷	二八三二の統四、二八三二の統一〇
柳谷川平	二八三二の六、二八三二の一三、二八三二の三四から二八三二の三六まで、二八三二の統七
柳谷左平	二八三二の統八、二八三二の統九
草力ン原	二八三二の統一、二八三二の統一内一
小原	二八三二の一、二八三二の三三
下モ尻ノ谷	二八三二の三〇、二八三二の三一

(ただし、右地番は、平成十五年九月十二日現在のものである。)

島根県告示第九百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

桐田 泰治 益田市馬谷町口二二番地

二 就任年月日

平成十五年十月二十一日

島根県告示第九百四十八号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月七日

別表中

年一・七パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内

を

年一・五パーセント以内
年一・六パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内

島根県知事 澄 田 信 義

に改める。

附 則

1 この告示は、平成十五年十一月七日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年十月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百四十九号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十九号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「一・七パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附 則

1 この告示は、平成十五年十一月七日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年十月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百五十号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成十三年島根県告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月七日から施行する。

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

表中

有	原	中層耐火構造三階建	平成元	平成二	〇・九八
---	---	-----------	-----	-----	------

有	原	中層耐火構造三階建	平成元	〇・九八
今	市	耐火構造一階建	平成二四	〇・九九

山	内	耐火構造二階建	平成二三	〇・九七
		中層耐火構造三階建	平成二三	

山	内	耐火構造二階建	平成二三	〇・九七
		中層耐火構造三階建	平成一四	〇・九七
		耐火構造一階建	平成一四	
		中層耐火構造三階建	平成一四	

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 申請のあった年月日
平成十五年十月二十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ビジネスサポートひかわ
 - 三 代表者の氏名
長岡 秀治
 - 四 主たる事務所の所在地
簸川郡斐川町大字神氷二五三五番地十
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、市場・生産ネットワークを活用し、地域の事業者等に対して、新たなビジネスチャンスの提供と人材育成などを行い、企業化を目指す企業やベンチャー企業に脱皮する起業家の発掘・育成の牽引役として、地域経済を活性化し、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。
 - 六 縦覧に供する書類
変更後の定款
 - 七 縦覧期間
申請書を受理した日から二月間
 - 八 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎一階）
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所
- 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。
- 平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

公共測量(道路計画図作成)

二 作業期間

平成十五年十月八日から平成十六年三月三十一日まで

三 作業地域

出雲市知井宮町から邇摩郡仁摩町大国町

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十五年十月二十一日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信義

一 作業種類

公共測量(出雲駅通り土地区画整理事業三、四級基準点測量、出来型確認測量)

二 作業期間

平成十五年五月二十一日から平成十五年十月二十一日まで

三 作業地域

出雲市今市町の一部

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の認可の告示(平成十五年十月三十一日中国地方整備局告示第九十四号)があったので、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十五年十一月七日

一 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)道路事業

島根県知事 澄 田 信義

三・四・十四号松江停車場白濁線

二 施行者の名称

島根県

三 事務所所在地

松江市東津田町 松江土木建築事務所

四 事業地

収用の部分 松江市灘町地内

使用の部分 なし

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月七日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

一 委託業務の内容

(一) 入札の件名

新任航空機操縦士に対する教育訓練業務

(二) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(三) 委託期間

平成十六年一月十九日から平成十六年一月三十日

(四) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(五) その他

入札説明会は実施しない。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法第六十七条の四に該当しないものであること。

(二) 島根県税について未納の徴収金がないものであること。

(三) 過去二年以内に、国又は地方公共団体が発注した本公告の委託業務と同様の業務を

毎週火・金曜日発行

行った実績があること。

四 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇 八五一〇 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(〇八五二)二六〇一一〇 内線二三三五～二三三六

(二) 入札説明書の交付期間及び方法

平成十五年十一月七日から十一月二十五日までの間(土日・休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。(交付時間は午前九時から午後五時までとする。)

(三) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年十一月二十八日(金) 十三時三十分

イ 場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

四 その他

(一) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

支出予定相当額の二〇〇分の五以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和三十一年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

支出予定相当額の二〇〇分の一〇以上を納付すること。ただし島根県会計規則第六十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(四) 入札者に要求される事項

ア 平成十五年十一月二十六日十二時までに、「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」については、入札説明書による。

五 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第六十二条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

六 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

七 その他

詳細は入札説明書による。

平成十五年十一月七日印刷
平成十五年十一月七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)